

神戸市地域福祉センター 公衆無線 LAN(Wi-Fi)環境整備運用業務 仕様書

(1)目的

神戸市地域福祉センターは、現状、高齢者の利用率が8割を超えており、場所によって差はあるものの、利用者層が固定化している傾向にある。今回、地域福祉センター(193 か所)に公衆無線 LAN アクセスポイントを設置し、地域福祉センターを訪れた市民等がパーソナルコンピューター、スマートフォン、タブレット等の情報通信機器を利用して無料でインターネットに接続できる環境を整備することにより、「with コロナ」時代に対応した新しい生活様式による地域活動(接触機会を減らした活動)を実践していくとともに、若い世代の利用促進を図り、学習の場の確保等こどもの居場所づくりにも寄与することを目指す。

※地域福祉センターとは

神戸市が概ね小学校区に1つ(市内 193 か所)設置している、地域の福祉活動・交流活動の拠点施設。自治会や婦人会、老人クラブ等地域の団体の代表者が中心となって自主的に結成する「ふれあいのまちづくり協議会」が施設の管理運営にあたるとともに、地域の福祉活動・交流活動を企画・実施している。

(2)基本要件

- ・神戸市立地域福祉センター189 か所及び民間施設を使用している地域福祉センター4カ所の計 193 か所に公衆 Wi-Fi のアクセスポイント並びにこれらを運用するためのサーバ及びネットワーク等の整備を行い、公衆 Wi-Fi サービスを提供する。なお、地域福祉センター193 か所の位置は別紙のとおり。
- ・アクセスポイントの設置場所は、原則地域福祉センターの地域活動コーナー(約 80 m²)とする。
- ・アクセスポイントの設置場所詳細は、神戸市及び地域福祉センターの施設管理者と協議を行ったうえで決定すること。
- ・設置にあたっては落下等がないよう事故防止に注意すること。
- ・アクセスポイント設置及び建物までの光回線引き込み・開通、室内の LAN 配線工事、電源工事、配管工事等、整備に必要な費用一式は、(7)①の整備費用に含めること。なお、電波測定・開通試験、設備の設置及び稼働に伴う電気料金の負担は求めない。
- ・アクセスポイントの所有権については神戸市の所有物とはせず、受注者の所有物とする。
- ・サービスの提供にあたっては、本事業の目的及び運用における施設管理者の負担軽減を考慮すること。

(3)技術仕様

- | | |
|------------|-----------------------------|
| ・無線 LAN 規格 | Wi-Fi(IEEE802.11a/b/g/n/ac) |
| ・セキュリティ | WPA/WPA2 に対応 |
| ・同時接続数 | 1アクセスポイント当たり 50 台以上 |

- ・対応 OS 下記の OS で動くスマートフォン、タブレット端末、ノートPCで動作することを前提とする。
PC 向け OS:サポート期間中の Windows 及び macOS
モバイル OS:サポート期間中の Android 及び iOS

(4)サービス仕様

- ・簡易な手続きで地域福祉センターの利用者に課金せずにインターネットに接続できるサービスを提供すること。
- ・公衆 Wi-Fi サービスは(3)で示す対応 OS を搭載する Wi-Fi 機能を搭載したパーソナルコンピュータ、スマートフォン、タブレット端末に対応すること。
- ・サービスの提供については、①整備費用と②整備後の公衆 Wi-Fi の運用費用を別に見積もること(詳細は(7)に記載)。
- ・上記の②運用費用は、5年以上の契約期間を前提に費用を見積もること。ただし、令和4年度以降の支払いについては一般会計予算が議会の議決を経て成立することを前提とするため、5年間の支払いを約束するものではない。
- ・本業務にて構築した公衆 Wi-Fi 環境の運用保守を行い、本業務を継続的に提供すること。
- ・新たにインターネット回線を敷く場合は、概ね最大 1Gbps の通信が可能な光回線とし、光回線以外の場合は通信速度や信頼性を考慮した回線を提供すること。なお、すでにインターネット回線を敷いている場合は、既存の回線を利用してもよい。
- ・利用者がその場でメールアドレスや SNS のアカウント情報を登録することにより認証手続きが可能なこと。
- ・メールアドレスや SNS のアカウントの実在性、正当性が確認され、かつ、受託者が用意した利用規約等に同意した場合にのみ利用可能とするなど利用者確認による認証システムが導入されていること。あわせて、神戸市が用意する公衆 Wi-Fi サービス利用規約を提示する Web ページを作成し、閲覧できるようにすること。
- ・認証画面は https 化すること。
- ・認証システムは受注者もしくは受注者が発注する事業者によるクラウドサービスとし、神戸市は電気通信事業者の登録等は行わない。
- ・利用者の1日あたりの利用回数を任意に設定できること。また、1回の利用に時間制限を設けることができるようにすること。
- ・公衆 Wi-Fi の利用が不慣れな利用者向けのリーフレットを作成し、神戸市に版下データ(adobe illustrator で作成)を、また各地域福祉センターに 100 部ずつ納品すること。

(5)セキュリティ対策

- ・総務省の発行する「Wi-Fi 提供者向けセキュリティ対策の手引き」(令和 2 年 5 月版)を参考に、ユーザー認証、個人情報保護、秘密保持等の対策を講じること。
- ・セキュリティ脆弱性の点検、ポータルサイトの改ざん確認を定期的実施すること。
- ・サービスを提供するサーバ群等のソフトウェアに関してセキュリティパッチやウィルス対策ソフトの

更新が公開された場合は、適用判断を速やかに実施し、必要性のあるものについては適用する運用を継続的に行うこと。

- ・公衆Wi-Fiとして運用するために十分なセキュリティを確保し、通信の不正利用を防止するため、通信履歴(アクセスログ)や利用者情報(メールアドレス、MAC アドレス等)の記録・保存を適切に行うこと。
- ・上記の通信履歴や利用者情報は6か月以上保存すること。事件・事故が発生した時は警察等の捜査機関の捜査に協力するとともに、事件・事故等により警察等の捜査機関からアクセスログ等の提出を正式な手続きによって求められた際は、神戸市と連携して迅速に対応すること。
- ・悪意ある第三者からの攻撃への対策として、同一アクセスポイントに接続している利用端末間のアクセスを禁止すること。
- ・地域福祉センターが事務用に使用するネットワークと公衆Wi-Fi提供用のネットワークは確実に分離すること。
- ・ウィルス対策や不正アクセス防止、改ざん防止等のセキュリティ対策を講じること。
- ・公序良俗に反するコンテンツ(アダルト、ギャンブル、犯罪・暴力等)に関し、カテゴリ単位でフィルタリングを実施できること。

(6)保守

- ・遠隔監視により適切にサービスが提供されるよう管理すること。障害発生時は、速やかに復旧作業を行うこと。
- ・機器が故障した場合は、遠隔または現地にてサービス提供事業者が責任をもって修理や機器交換等の対応を行うこと。メンテナンス等に必要な保守費用は、(7)②運用費用に含めること。
- ・故障発生時の対応は、365日、午前10時から午後6時までとする。各地域福祉センターから故障発生等の連絡を受けた場合は、速やかに原因を確認し、復旧の目途やその対応等について各地域福祉センターと調整の上、神戸市に報告すること。
- ・神戸市及び各地域福祉センターに設置する機器の操作マニュアル、故障発生時の連絡先等を記した書類を提出すること。

(7)見積もり

下記①整備費用と②整備後の運用費用を別に見積もること

①整備費用

- ・本業務の公衆Wi-Fi環境を構築するために必要な整備費用を全て含むこと。
- ・見積りは下記項目に分計すること。
 - サーバ関連(セキュリティ対策や運用のための機能を含む)
 - アクセスポイント設置等工事費関連(事前・事後の電波環境調査を含む)
 - アクセス回線及びインターネット接続サービス関連
- ・追加で提案する機能に関する見積もりについては上記とは別に提出すること。

②運用費用

- ・本業務で整備する公衆Wi-Fi環境の保守・運用を行うために必要な運用費用を全て含むこと。

- ・見積りは、地域福祉センター193 か所分の月額のほか、1 か所あたりの月額費用及び年額費用も記載すること。
- ・見積りは下記項目に分計すること。
 - 保守運用費用(公衆 Wi-Fi の監視・保守・運用に関する費用)
 - アクセス回線及びインターネット接続サービス
- ・追加で提案する機能に関する見積もりについては上記とは別に提出すること。

(8)成果物

整備完了時、次の書類を神戸市に提出すること。また、電子データについてもあわせて提出すること。

- ・業務完了報告書 1 部
- ・アクセスポイント整備箇所の設置に係る図面及び完成写真 1 部
- ・設置したアクセスポイント等の機器の操作マニュアル 200 部
- ・故障発生時の対応方法や連絡先等を記した書類 200 部
- ・利用者説明用のリーフレットの版下データ 1 部(adobe illustrator で作成)及び印刷物 20,000 部(各地域福祉センターに 100 部ずつ送付。残部を神戸市に送付)
- ・その他本市が必要と認めた資料

(9)契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(10)その他

- ・本仕様書に記載のない事項については、本市・受注者双方が協議の上決定する。また、業務中に疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議し、解決するものとする。
- ・本業務において納入する全ての成果物は、納入完了の日から起算し、1年間の瑕疵担保期間を設けることとする。
- ・本委託業務により生じた知的財産権関係の紛争については、一切、本委託業務の受注者の責任において処理するものとする。